

七尾市告示第46号

七尾市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年2月24日

七尾市長 茶谷義隆

七尾市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 七尾市暴力団排除条例に伴う誓約書（様式第2号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 七尾市内に事業所又は事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制および人員体制並びに必要な経費を賄うことが出来る経済的基礎を有していること。
- (5) 関係行政機関及び活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- (6) 七尾市暴力団排除条例（平成24年七尾市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第6条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき、法第121条第3項の規定により推進法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消すときは、都市再生推進法人指定取消通知書（第6号様式）により、当該推進法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。